

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する規則新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）</p> <p>第15条の2 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当しないときは、同条第5項第3号の環境省令で定める基準に適合しないものとして、当該許可又は当該許可の更新を行わないものとする。ただし、し尿、犬、猫等の死体その他市長が別に定めるものの収集運搬業の許可又は許可の更新については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>大阪市内に市長が別に定める基準に適合する事業所を有し、排出者との契約及び連絡、苦情対応等を速やかに行うことができる者</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）</p> <p>第15条の2 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当しないときは、同条第5項第3号の環境省令で定める基準に適合しないものとして、当該許可又は当該許可の更新を行わないものとする。ただし、し尿、犬、猫等の死体その他市長が別に定めるものの収集運搬業の許可又は許可の更新については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>大阪府内に事業所を有し、排出者との契約及び連絡、苦情対応等を速やかに行うことができる者</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p>